

群馬大学医学部学科長規程

平成16. 4. 1 制定

平成23. 4. 1 改正

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部規程第2条に基づき、群馬大学医学部に置く学科長に関して必要な事項を定める。

(学科長)

第2条 群馬大学大学院医学系研究科長は、医学科長を兼ねる。

2 群馬大学大学院保健学研究科長は、保健学科長を兼ねる。

(職 務)

第3条 学科長は、学部長の指示の下に当該学科の運営に関して総括し、及び連絡調整する。

(雑 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、学科長に関し必要な事項は、医学部教授会（以下「教授会」という。）が別に定める。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、医学部長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。